

[会見・報道・お知らせ](#)
[法務省の概要](#)
[試験・資格・採用](#)
[政策・審議会等](#)
[申請・手続](#)
[白書・...](#)
[トップページ](#) > [法務省の概要](#) > [組織案内](#) > [内部部局](#) > [民事局](#) > 自筆証書遺言に関するルールが変わります。

自筆証書遺言に関するルールが変わります。

民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律(平成30年法律第72号。平成30年7月6日成立。)のうち自筆証書遺言の方式の緩和に関する部分が、平成31年1月13日に附日以降に自筆証書遺言をする場合には、新しい方式に従って遺言書を作成することができるようになります。**同日よりも前に、新しい方式に従って自筆証書遺言を作成しても、その遺言書は効力を失います。ご注意ください。**

【説明】

Q1 改正の概要はどのようなものですか？

民法第968条第1項は、自筆証書遺言をする場合には、遺言者が、遺言書の全文、日付及び氏名を自書(自ら書くことをいいます。)して、これに印を押さなければならないものと定められていたが、改正によって新設される同条第2項によって、自筆証書によって遺言をする場合でも、例外的に、自筆証書に相続財産の全部又は一部の目録(以下「財産目録」といいます。)を添付する場合は自書しなくてもよいこととなります。自書によらない財産目録を添付する場合には、遺言者は、Q4のとおり、その財産目録の各頁に署名押印をしなければならないこととなります。

Q2 財産目録はどのようなときに作成するのですか？

遺言書には、しばしば、「〇〇をAに遺贈する。」とか「△△をBに相続させる。」といった記載がされます。遺言者が多数の財産について遺贈等をしようとする場合には、例えば、本文に「〇〇をAに遺贈する。」とか「別紙財産目録2記載の財産をBに相続させる。」と記載して、別紙として財産目録1及び2を添付するのが簡便です。このように、遺贈等の目的となる財産等について財産目録が作成されることになるものと考えられます。

Q3 財産目録の形式に決まりはありますか？

目録の形式については、署名押印のほかには特段の定めはありません。したがって、書式は自由で、遺言者本人がパソコン等で作成してもよいですし、遺言者以外の人が作成することもできます。例えば、土地について登記事項証明書を財産目録として添付することや、預貯金について通帳の写しを添付することもできます。いずれの場合であっても、Q4のとおり、財産目録に署名押印する必要がありますので、注意してください。

Q4 財産目録への署名押印はどのようにしたらよいのですか？

改正後の民法第968条第2項は、遺言者は、自書によらない財産目録を添付する場合には、その「毎葉(自書によらない記載がその両面にある場合にあっては、その両面)」に署名押印をしなければならないものと定めています。つまり、自書によらない記載が用紙の片面のみにある場合には、その面又は裏面の1か所に署名押印をすればよいのですが、自書によらない記載が両面にわたる場合は、両面にそれぞれ署名押印をしなければなりません。押印について特別な定めはありませんので、本文で用いる印鑑とは異なる印鑑を用いても構いません。

Q5 財産目録の添付の方法について決まりはありますか？

自筆証書に財産目録を添付する方法について、特別な定めはありません。したがって、本文と財産目録とをステープラー等でとじたり、契印したりすることは必要ではありませんが、遺言者からする観点からは望ましいものであると考えられます。なお、今回の改正は、自筆証書に財産目録を「添付」する場合に関するものですので、自書によらない財産目録は本文とは別の用紙で作成される必要があり、本文と同一の用紙に自書によらない記載をすることはできませんので注意してください。

Q6 自書によらない財産目録の中の記載を訂正する場合にはどのようにしたらよいのですか？

自書によらない財産目録の中の記載を訂正する場合であっても、自書による部分の訂正と同様に、遺言者が、変更の場所を指示して、これを変更した旨を付記してこれに署名し、か所に印を押さなければ、その効力を生じないこととされています。

参考資料

・自筆証書遺言の方式(全文自書)の緩和方策として考えられる例の参考資料です([参考資料\(1\)](#))。

・遺言書の訂正の方法に関する参考資料です([参考資料\(2\)](#))。



PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。
 Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先から無料ダウンロードしてください。
 リンク先のサイトはAdobe Systems社が運営しています。

※上記プラグインダウンロードのリンク先は2014年

[会見・報道・お知らせ](#)

[法務省の概要](#)

[試験・資格・採用](#)

[政策・審議会等](#)

[申請・手続](#)

[白書・紀](#)

[せ](#)

- [大臣会見等](#)
- [プレスリリース](#)
- [法務省ソーシャルメディア公式アカウント](#)
- [政府調達情報](#)
- [主な法務省主催イベント](#)
- [その他のお知らせ](#)

- [大臣・副大臣・政務官](#)
- [法務省幹部一覧](#)
- [組織案内](#)
- [所管法令](#)
- [国会提出法案など](#)
- [法務省の沿革](#)

- [司法試験](#)
- [資格試験](#)
- [採用試験](#)
- [その他の採用情報](#)

- [省議・審議会等](#)
- [司法制度改革の推進](#)
- [国民の基本的な権利の実現](#)
- [刑事政策](#)
- [出入国在留管理](#)
- [国を当事者とする訴訟などの統一的・一元的処理](#)
- [第14回国際連合犯罪防止刑事司法会議（京都コングレス）](#)
- [政策評価等](#)
- [パブリックコメント](#)
- [新型コロナウイルス感染症関連情報](#)
- [その他の政策・施策](#)

- [情報公開・公文書管理](#)
- [個人情報保護](#)
- [行政手続の案内](#)
- [法令適用事前確認手続](#)
- [オンライン申請](#)

- [白書・統計](#)
- [予算・決算](#)
- [パンフレット・ポスター](#)
- [法務省だより](#)
- [法務図書館](#)
- [法令外国語](#)
- [キッズレール](#)
- [法務資料](#)
- [フォトギャラリー](#)

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1
 電話：03-3580-4111（代表）
 法人番号1000012030001

[アクセス](#)

[法務省パンフレット](#)

[プライバシーポリシー](#)

[ご利用にあたって](#)

[政府関連リンク](#)

Copyright © The Ministry of Justice